

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金 曜 日 発 行

(当日に休日は、その翌日とする)

目 次

◇ 告 示 生活保護法による指定医療機関の廃止(三件)

生活保護法による医療機関の指定

保険薬剤師の登録

国土調査の実施

土地改良法による換地計画の適否の決定

解除予定の保安林

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正

◇ 教 委 告 示 教育委員会の招集

◇ 公 告 狩猟免許に関する講習の開催

告 示

鳥取県告示第五百八十八号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年七月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
日南町国民健康保険矢戸診療所	日野郡日南町矢戸 一〇二二	昭和五十四年五月三十一日
日南町国民健康保険多里診療所	日野郡日南町萩原 一一五五 一一	昭和五十四年五月三十一日

鳥取県告示第五百八十九号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年七月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
船木齒科診療所	西伯郡名和町御来屋九三一	昭和五十四年六月一日

鳥取県告示第五百九十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年七月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
こやま薬局	鳥取市湖山町北一丁目 四三五	昭和五十四年六月二十二日

鳥取県告示第五百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年七月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社 こやま薬局	鳥取市湖山町北一丁目 四三五	昭和五十四年六月二十三日

鳥取県告示第五百九十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十四年七月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
津 村 博 一	鳥薬第四〇三号	昭和五十四年六月十九日
上 山 生 恵	鳥薬第四〇四号	昭和五十四年六月二十日
上 山 勝 実	鳥薬第四〇五号	〃

鳥取県告示第五百九十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二条第一項第二号の国土調査を実施するので、同法第七条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年七月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 国土調査として指定された年月日

昭和五十四年六月二十五日

二 調査を実施する者の名称

鳥取県

三 調査地域

建設大臣刊行の縮尺五万分の一地形図「坂根」及び「大屋市場」に係る鳥取県の区域

四 調査期間

昭和五十四年七月十一日から昭和五十五年三月三十一日まで

五 調査成果

次の地図(縮尺五万分の一)及び簿冊

地形分類図

表層地質図

土壌図

傾斜区分図

水系図・谷密度図

開発規制図

土地利用現況図

土地分類基本調査説明書

鳥取県告示第五百九十四号

昭和五十四年六月十九日付けで倉吉市から申請のあつた上米積地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二

十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年七月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年七月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百九十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年七月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字村後一〇九一の三から一〇九一の六まで、一〇九二の六、一〇九一の一、一〇九二の一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百九十六号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、昭和五十四年七月十一日から施行する。

昭和五十四年七月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の米子信用金庫の項中

を		南 支 店	
旗ヶ崎支店	米子市旗ヶ崎	米子市道笑町四丁目	米子市道笑町四丁目

に改める。

鳥取県告示第五百九十七号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、昭和五十四年七月二十三日から施行する。

昭和五十四年七月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の項中

を		外江支店	
境西支店	境港市外江町	境港市外江町	境港市外江町

改める。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十四年七月十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

- 一 日時 昭和五十四年七月十一日(水) 午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題

- 1 昭和五十五年度鳥取県立高等学校入学者選抜の方針について
- 2 その他

公 出

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律(昭和53年法律第76号。以下「一部改正法」という。)附則第3項に規定する狩猟免許に関する講習を次のとおり開催する。

昭和54年7月10日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 受講対象者
鳥取県内に住所を有し、昭和54年4月15日に一部改正法による改正前の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号。以下「法」という。)の規定による狩猟免許を受けていた者で狩猟免許を受けようとするもの。

2 開催日時等

開催日	時 間	講 習 会 場	受 講 対 象 者
8月16日	9時から	日野郡日野町根雨 日野総合事務所 大公民館	江府町・日南町(阿尾縁・大宮・山上)に住所を有する者
8月17日	"	"	溝口町・日南町(石見・福栄)に住所を有する者
8月20日	"	"	日野町・日南町(多里・日野上)に住所を有する者
8月22日	"	倉吉市藤城 倉吉部総合事務所 講堂	倉吉市(旧市内・上井)に住所を有する者
8月23日	"	"	倉吉市(小鴨・上小鴨・護手・西郷・社)に住所を有する者
8月24日	"	鳥取市東町 鳥取県庁講堂	気高郡・岩美郡(国府町を除く)に住所を有する者
8月24日	"	倉吉市藤城 倉吉部総合事務所 講堂	倉吉市(北谷・高城・上北条)・関金町に住所を有する者
8月27日	"	鳥取市東町 鳥取県庁講堂	三朝町に住所を有する者
8月28日	"	"	"
8月28日	"	八頭郡郡家町宮谷 中央公民館	郡家町・船岡町に住所を有する者
8月29日	"	"	若狭町・佐治村に住所を有する者
8月29日	"	倉吉市藤城 倉吉部総合事務所 講堂	東郷町・北条町・羽合町・泊村に住所を有する者
8月30日	"	八頭郡郡家町宮谷 中央公民館	八東町・智頭町に住所を有する者

8月31日	"	"	河原町・用瀬町に住所を有する者
	"	倉吉市巖城 中部総合事務所 講堂	東伯町に住所を有する者
9月3日	"	米子市樺町 西部総合事務所 講堂	米子市・日吉津村に住所を有する者
9月4日	"	"	"
	"	倉吉市巖城 中部総合事務所 講堂	大栄町・赤碕町に住所を有する者
9月5日	"	米子市樺町 西部総合事務所 講堂	米子市・日吉津村に住所を有する者
9月6日	"	"	境港市・岸本町に住所を有する者
9月7日	"	"	西伯町・会見町に住所を有する者
9月10日	"	"	淀江町・大山町に住所を有する者
9月11日	"	"	中山町・名和町に住所を有する者

3 講習科目

- (1) 鳥獣保護及び狩猟に関する法令
- (2) 鳥獣の判別
- (3) 猟具の取扱い

4 講習時間

3時間とする。

5 審査

講習終了後一部改正法附則第3項の規定に基づき狩猟免許者としての

適性を審査するため次の科目につき適性検査を行う。

- (1) 視力
- (2) 聴力
- (3) 運動能力

6 受講申込方法

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類を添えて所轄の地方農林振興局長に提出すること。

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が法第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書
- (2) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

7 申込期限

鳥取地方農林振興局管内 昭和54年8月13日まで
 八頭地方農林振興局管内 昭和54年8月18日まで
 倉吉地方農林振興局管内 昭和54年8月18日まで
 米子地方農林振興局管内 昭和54年8月23日まで
 日野地方農林振興局管内 昭和54年8月6日まで

8 狩猟免許手数料及びその納付方法

- (1) 狩猟免許手数料 1,500円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。

この場合、消印しないこと。

9 携行品

受講申込みの際に交付した受講票及びテキスト並びに筆記用具

10 その他

詳細については、鳥取県農林水産部造林課及び各地方農林振興局林業課に問い合わせること。